

国民健康保険料の料率が決まりました

問い合わせ 保険年金課保険担当 ☎38-2035

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を負担し、必要な時に安心して医療を受けるための制度です。保険料は、医療費(一部自己負担金を除く)から、国・県等の交付金および市の繰入金等を差し引いた金額をもとに計算します。

国民健康保険に加入しておられる世帯には、七月十三日頃に、国民健康保険料納額通知書を送付します。

【年間保険料】

四十歳以上六十五歳未満のかたがおられる世帯は、医療保険分と介護保険分の合計額、それ以外の世帯は医療保険分のみが年間の保険料です。算定基礎は、平成十六年中の基準総所得金額です。基準総所得金額とは、合計所得金額から純損失の繰越控除および市民税の基礎控除三十三万円(を差し引いた額)です。これ以外の所得控除は適用されません。

【所得の申告】
所得税の確定申告書または市・県民税の申告書を提出されたかたは、所得の申告は不要ですが、それ以外のかたは、国民健康保険所得申告書により所得や生活状況を申告してください。所得のないかた、または所得の少ないかたは、保険料が軽減される場合があります。

【口座振替のご利用を】
保険料のお支払いは、口座振替をおすすめします。口座振替依頼書は、市内の金融機関または郵便局にあります。

重度障害者特別給付金 無年金外国籍高齢者等福祉給付金 4月分から増額になりました

国籍要件や海外在住により、国民年金制度上の受給資格期間を満たすことができなかつたため無年金者になっている障害者のかたへ「芦屋市重度障害者特別給付金」、高齢者のかたへ「無年金外国籍高齢者等福祉給付金」を支給しています。支給月は、7・10・1・4月で、支給月の前月分までをご指定の口座に振り込みます。

重度障害者特別給付金 月額63,500円が月額66,300円に 問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043

対象者は1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳または1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ20歳以上のかたで次のいずれかに該当するかた。
昭和57年1月1日以前に20歳であった外国籍のかたで、当時すでに障害が発生していたかた
年金受給中に障害が軽くなり受給対象から外れたがその後障害が重くなったかた
昭和61年4月1日以前の海外滞在中に障害発生原因の初診日があるかた
ただし、次のかたは支給の対象にはなりません。
公的年金等(月額795,600円以上)の受給者
無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者
生活保護の受給者
前年の所得が制限額を超えるかた

無年金外国籍高齢者等福祉給付金 月額28,000円が月額29,900円に 問い合わせ 保険年金課年金担当 ☎38-2036

対象者は大正15年4月1日以前生まれで、次のいずれかに該当するかた。
昭和57年1月1日現在、外国人登録をし、現在も本市に登録されているかた
昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、昭和36年4月1日以後に日本国籍を取得されたかた
日本人で長期間海外に在住し、昭和36年4月1日以後に帰国されたかた
ただし、次のかたは支給の対象にはなりません。
公的年金等(月額358,800円以上)の受給者
重度障害者特別給付金の受給者
生活保護の受給者
本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた

年金出張相談のお知らせ

年金請求や資格照会、年金見込額(55歳以上のかた)等年金に関することについて、西宮社会保険事務所の出張相談を行います。
日時 7月6日(水)午後0時30分～3時30分
会場 市役所北館2階第3会議室
必要な物 年金手帳(基礎年金番号通知書が納付書)、印鑑
ご本人以外の相談には委任状が必要です。
問い合わせ 西宮社会保険事務所 ☎0798-33-1285

国民年金保険料の支払いが困難なときは 免除・納付猶予の申請を

問い合わせ 保険年金課年金担当 ☎38-2036

国民年金には、所得の減少や失業等で経済的に保険料を納付することが困難な場合、本人の申請によって納付が免除される場合があります。納められないからと未納のままにしておくと、将来の年金額が減ったり、もしものときに年金が受けられないことがあります。

免除を受けた期間の保険料は、免除を受けてから十年以内に納めること
年金額に反映されます。
免除を受けた期間の保険料は、免除を受けてから十年以内に納めること
年金額に反映されます。

半額免除 保険料を半額(六千七百九十円)免除する制度です。免除が承認されると三分の二の期間、年金額に反映されます。
納付猶予(三十歳未満のかたのみ) 保険料は全額一万三千五百八十円猶予されますが、年金額には反映されません。
* いずれも、障害基礎年金・遺族基礎年金を請求する場合には納付済み期間と同じ取り扱いになります。
* 六月まで免除・納付猶予を受けていて継続を希望されるかたは、送付済のながきで申請してください。

平成17年度国民健康保険料率 ()内は平成16年度

	医療保険分	介護保険分
所得割額料率	6.8% (6.2%)	2.1% (1.8%)
均等割額 1人あたりの年額	32,880円 (31,560円)	9,240円 (8,280円)
平等割額 1世帯あたりの年額	24,000円 (22,800円)	5,160円 (4,560円)
賦課限度額	530,000円 (530,000円)	80,000円 (80,000円)

男女共同参画社会へ ＜政策・方針決定過程への女性参画＞ ～国際的にまだまだ低い日本の女性の参画～

わが国は「長寿を全うできる健康的な生活」「教育」「人間らしい生活」という3つの基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDI指数では177か国中9位ですが、「政治」および「経済活動」への女性の参画を示すGEM指数では、78か国中38位と大きく落ち込んでいます。このような指数から、わが国は国際的に見て人間開発は進んできていますが、女性がその能力を政治経済

HDI(人間開発指数)		GEM(ジェンダーエンパワメント指数)	
順位	国名	順位	国名
1	ノルウェー	1	ノルウェー
2	スウェーデン	2	スウェーデン
3	オーストラリア	3	デンマーク
4	カナダ	4	フィンランド
5	オランダ	5	オランダ
6	ベルギー	6	アイスランド
7	アイスランド	7	ベルギー
8	アメリカ	8	オーストラリア
9	日本	38	日本

資料：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」(2004年)

問い合わせ 女性センター ☎38-2023/FAX38-2175(〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋2階)
Eメール josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

国勢調査員を追加募集します

募集期間 7月11日(月)まで 募集要件 市内に居住し、20歳以上で調査活動ができる健康なかた/調査で知り得たことなど、秘密の保持ができるかた/警察、選挙、税務事務に従事していないかた 調査員の仕事 調査票の配布と回収、調査票の点検と提出など 報酬 未定(45,000円程度を予定) 応募方法はがきに住所氏名生年月日電話番号職業調査経験を記入し、下記へ。
結果は、7月下旬に郵便で通知します。
応募者多数の場合は、選考の上で決定。
問い合わせ 総務部総務課 ☎38-2010

「南芦屋浜ウォーク」 参加者募集 子ども居場所づくり推進事業

日時 7月17日(日)午前10時集合、午後3時解散 集合・解散場所 市役所北側花壇 対象者 小学3年生～中学3年生 行き先 市役所 芦屋川総合公園 潮芦屋ビーチ 持ち物 弁当と水筒 申し込み はがきまたはファクスに住所、氏名、年齢、性別、学校名、保護者名、電話番号を記入し、7月10日(日)までに下記へ。
問い合わせ スポーツ・青少年課 ☎22-0358/FAX22-1633(〒659-0072 川西町15-3)

市民の集い

日時 7月7日(木)午後1時20分～4時(開場は午後1時) 会場 ルナ・ホール 内容 県響音楽隊の演奏、映画「森の学校」(原作・河合雅雄著「少年動物誌」/西垣吉春監督作品) 手話通訳・要約筆記・託児(2歳以上、要予約)あり。



映画「森の学校」

問い合わせ 保健福祉部総務課 ☎38-2113

第55回社会を明るくする運動

この運動は、「ふれあいと対話」が築く明るい社会を統一標語として、犯罪や非行の防止を目指し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築こうとするものです。本市も「芦屋市実施委員会」を組織し、「市民の集い」を開催します。